

三江線代替交通確保調整協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「三江線代替交通確保調整協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、鉄道事業法第28条の2第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社より三江線について、事業廃止の届出がなされたことを受け、三江線に係る廃止代替交通機関の確保等の調整を図ることを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃止代替交通機関の確保等に係る調整に関すること
- (2) その他目的達成のため必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、中国運輸局、地元地方公共団体、代替交通事業者等の各代表者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国土交通省中国運輸局長
- (2) 島根県知事
- (3) 広島県知事
- (4) 江津市長
- (5) 川本町長
- (6) 美郷町長
- (7) 邑南町長
- (8) 安芸高田市市長
- (9) 三次市長
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 米子支社長
- (11) 代替交通機関運行予定者(社長)

(座長)

第6条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省中国運輸局長をもって充てる。
- 3 座長は、議事運営その他の会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、国土交通省中国運輸局次長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、座長が召集する。

2 協議会には、協議会における調整内容に応じて、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。また、座長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

3 協議会は、原則として公開とする。ただし、座長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(調整結果の取扱い)

第8条 座長は、協議会の調整結果の公表を行うものとする。

2 委員は、調整結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため幹事会を置き、座長の命を受けた事項について協議する。

2 幹事会の幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国土交通省 中国運輸局 鉄道部長
 - (2) 国土交通省 中国運輸局 交通政策部長
 - (3) 国土交通省 中国運輸局 自動車交通部長
 - (4) 国土交通省 中国運輸局 広島運輸支局長
 - (5) 国土交通省 中国運輸局 島根運輸支局長
 - (6) 島根県 地域振興部 交通対策課長
 - (7) 広島県 地域政策局 地域力創造課長
 - (8) 江津市 商工観光課長
 - (9) 川本町 まちづくり推進課長
 - (10) 美郷町 定住推進課長
 - (11) 邑南町 定住促進課長
 - (12) 安芸高田市 企画振興部 政策企画課長
 - (13) 三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課長
 - (14) 西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部 副本部長
 - (15) 代替交通機関運行予定者 担当部長クラス
- 3 幹事会に幹事長を置き、中国運輸局鉄道部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会における議事運営その他の会務を総括する。
- 5 幹事長に事故があるときは、中国運輸局鉄道部調整官がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が召集する。
- 7 幹事会には、調整内容に応じて、幹事以外の者に対して、資料の提出

を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。また、幹事長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

- 8 幹事会は、原則として公開とする。ただし、幹事長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(議事録)

第10条 協議会及び幹事会の議事については、議事概要を作成するものとする。

(議事の公開)

第11条 議事概要は、速やかに公開するものとする。ただし、座長又は幹事長が、特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省中国運輸局鉄道部に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、座長が定める。

- 2 この規約に定めるもののほか、幹事会の事務の運営上必要な事項は、幹事長が定める。

(附則)

この規約は平成28年12月20日から適用する。

(附則)

この規約は平成29年4月27日から適用する。

主な検討状況について

第2回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会
平成29年4月27日

主な検討状況について

○平成28年12月20日

《第1回三江線代替交通確保調整協議会幹事会》

- ・三江線『検討会議』で整理された新交通プランで示された①江津～石見川本②石見川本～石見都賀③石見都賀～三次の3分割をベースとして検討することを了承

○平成28年12月21日

《第2回三江線沿線地域公共交通活性化協議会開催》

- ・三江線沿線住民を対象としたアンケートなどの実施について決定

○平成29年2月22日

《三江線代替交通に関する作業部会(全体会)》

- ・法定協議会実施のアンケート結果速報を共有
- ・住民アンケートや住民との意見交換会などから、住民の移動実態は①江津・川本②川本・美郷③美郷・邑南・安芸高田・三次におおむね区分されることが分かったため、3つのエリアに区分けし、詳細かつ効率的な検討を開始

○平成29年3月29日

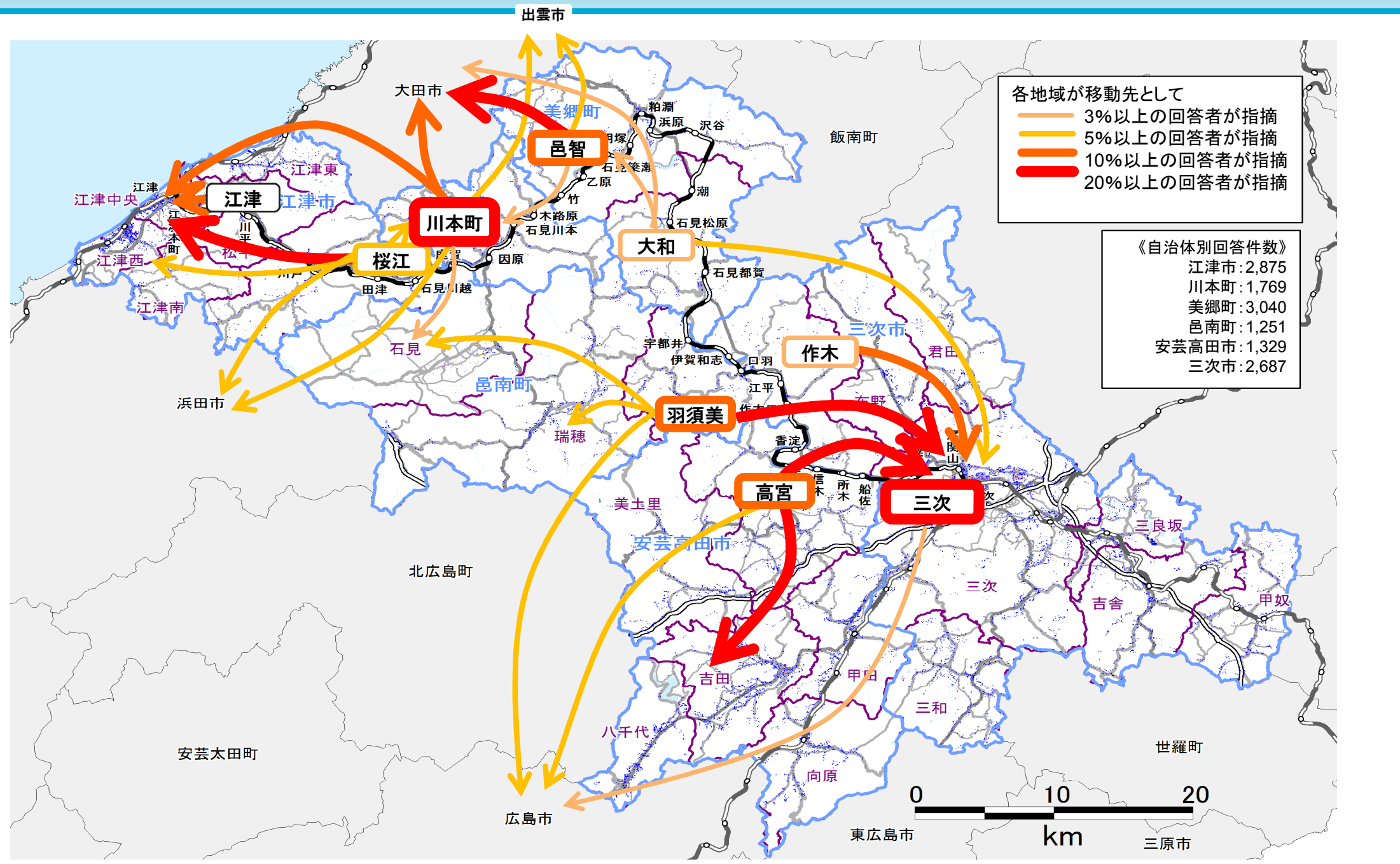
《第3回三江線沿線地域公共交通活性化協議会開催》

- ・住民アンケート、住民との意見交換会の結果について共有
- ・三江線沿線地域の公共交通の問題点及び課題について整理

沿線住民の移動実態について

第2回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会
平成29年4月27日

沿線住民の移動実態について



資料提供：平成29年3月29日第3回法定協議会資料3-1「三江線沿線地域の公共交通の問題点・課題」沿線住民アンケート調査から

三江線代替交通のルート案 及び運行回数イメージ案について

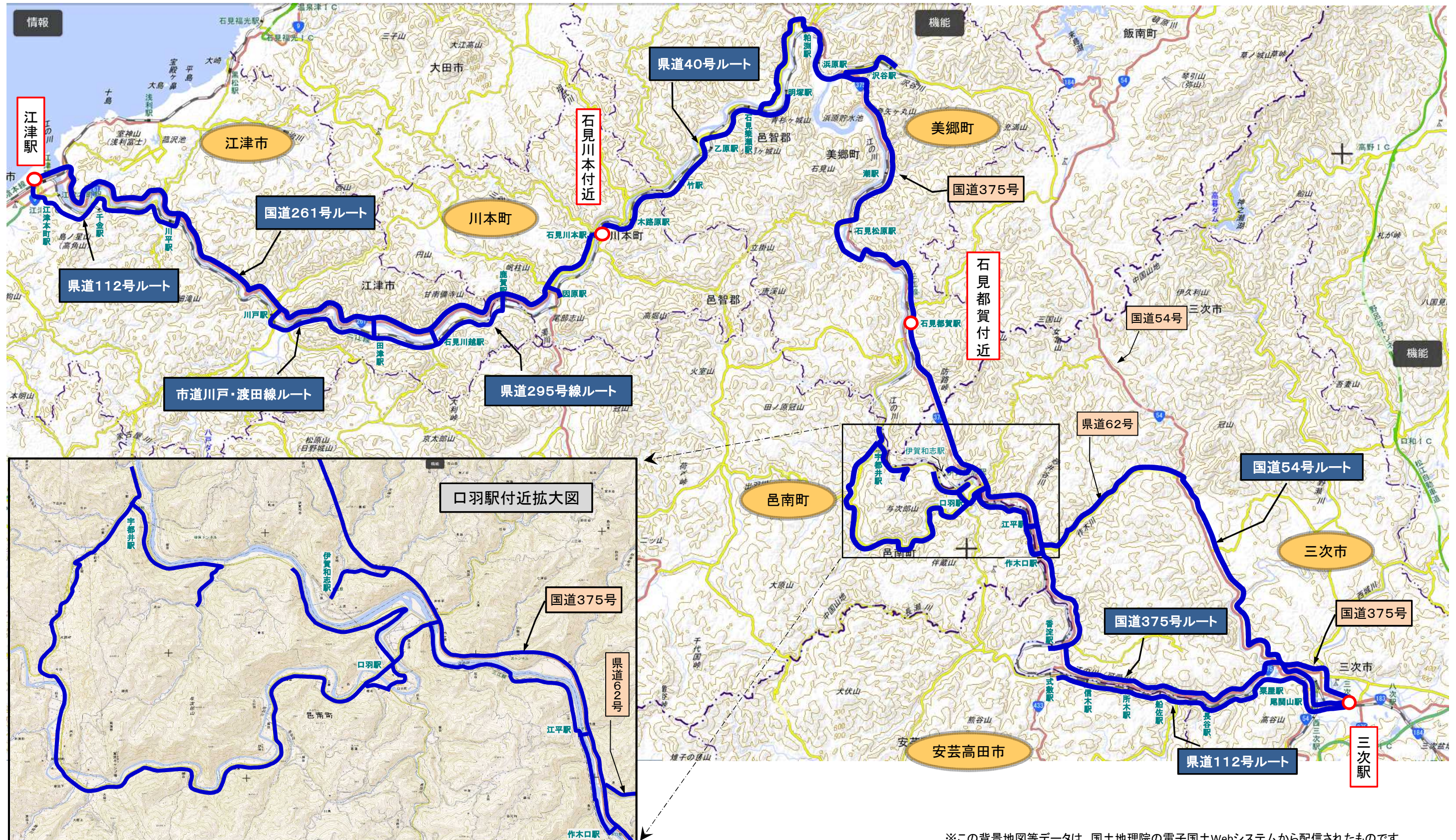
第2回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会
平成29年4月27日

JR三江線代替交通のルート案 及び運行回数イメージ案

【便数】

現行の三江線便数をベースとして、住民の利用ニーズに即したダイヤとなるよう調整を行っていく。

【ルート】



※この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものです。

代替交通機関確保のタイムライン等

第2回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会
平成29年4月27日

1. 三江線代替交通確保調整協議会における役割

- 三江線代替交通の運行主体の調整・選定
- 三江線代替交通の運行計画(案)の最終決定

2. 幹事会における役割

- 三江線代替交通の運行主体の調整・選定及び運行計画の決定に向けた検討を行うこと。

3. 三江線代替交通のタイムライン

平成30年4月1日の三江線廃止予定日に代替交通の運行開始をするためには、第2回幹事会終了後1ヶ月を目処に第2回協議会を開催し、計画骨子について合意を得たうえで運行主体の調整、運行計画案など詳細な調整に入り、本年夏頃までの最終決定を目指す。

※三江線代替交通確保調整協議会(地元協議会)の円滑な運営を図るため幹事会を置き、実務的な協議を行う。

	地元協議会／幹事会
H28 12月	■ 地元協議会／幹事会設置(平成28年12月20日) ・代替交通確保に向けたスケジュール確認 ・幹事会に対する運行主体の調整・選定及び運行計画の決定に向けた検討の指示
H29 1月～3月	・代替交通に係る運行主体の調整 ・代替交通に係る運行計画骨子の作成
H29 4月～6月	・代替交通に係る運行主体の調整 ・代替交通に係る運行計画案の調整
H29 7月～9月	■ 地元協議会／幹事会 ・代替交通に係る運行主体の選定 ・代替交通に係る運行計画(案)の最終決定

随時、幹事会を開催